

令和7年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申（令和7年
8月4日）を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への会長メッセージ
（藤村会長メモ）

1. ビデオメッセージの趣旨

- 今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会がとりまとめた令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいた。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたい。

（参考）全員協議会報告（抜粋）

2 地方最低賃金審議会における審議に関する事項について

（1）目安の位置付け

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして、その必要性について異論は無かった。その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。また、この趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望する。

1－2. 最低賃金の位置付け、考慮要素

- 最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものである。

通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものである。

- 引上げ額検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがあるが、基本的な考え方を改めて申し上げると次のとおりである。
 - ・まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっている。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されている。
 - ・その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示す

ことになっている。

・また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められている。
近年の主な配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正である。

2. 目安の位置付け

- 次に目安について、詳しく申し上げる。
- 令和5年全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたい。

- 従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものである。

地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけてほしい。

(参考) 令和7年度 公益委員見解(抜粋)

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等(消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など)をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

3. 令和7年度目安のポイント

- 目安の位置付けについて御理解いただいた上で、今年度の目安に関する公益委員見解のポイントを御説明する。
- 今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねた。

3要素のうち何を重視するかは、年によって異なるが、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

○ 3要素のそれぞれの評価のポイントについて。

○ まず「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こういった中、今年度の物価について丁寧に議論をし、足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の7割を占めていることや、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあり、令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっていること、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていることなどを公労使で確認した。

しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁購入」にだけに含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断した。

そういった中、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようという議論になり、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えて、4つの指標を追加的にみることにした。具体的には、「頻繁購入」「1か月に1回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の4つである。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%であったが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案した。なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げると、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%の高い水準になっている。

(参考)

消費者物価指数（令和6年10月～令和7年6月）（【 】は昨年）

- ・「持家の帰属家賃を除く総合」 平均 3.9 【3.2】 %
- ・「頻繁に購入」する品目 平均 4.2 【5.4】 %
- ・「1か月に1回程度購入」する品目 平均 6.7 【1.1】 %

・ 基礎的支出項目	平均 5.0 【2.9】 %
・ 食料	平均 6.4 【5.5】 %

- 次に、「賃金」については、連合、経団連、日商、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認された。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致した。

(参考)

賃金引上げの状況について (【 】は昨年)

・ 連合	全体	5.25 【5.10】 %	中小	4.65 【4.45】 %
	有期・短時間・契約等労働者	5.81 【5.74】 %		
・ 経団連	大手企業	5.38 【5.58】 %	中小企業	4.35 【4.01】 %
・ 日商調査	正社員	全体	4.03 【3.62】 %	
		20人以下企業	3.54 【3.34】 %	
	パート・アルバイト	全体	4.21 【3.43】 %	
		20人以下企業	3.30 【3.88】 %	
・ 厚労省	賃金改定状況調査結果 (30人未満企業)			
	全体	2.5 【2.3】 %		
	継続労働者	3.2 【2.8】 %		

- 最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行った。

- 支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけだが、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認した。その際、資本金規模が1000万円未満の企業が厳しい等のデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したが、全体として支払能力は改善傾向であった。

(参考)

通常の事業の賃金支払能力について

- ・売上高経常利益率（【 】は昨年）
資本金 1,000 万円以上
四半期ごとで令和 6 年 6～10%程度で推移【6～9%程度】
令和 7 年の第 1 四半期 7.0【7.1】%
- ・価格転嫁 3 月調査（改善）（【 】は前回 9 月調査）
コスト全体の価格転嫁率 52.4%【49.7%】
一部でも価格転嫁できた 83.1%【79.9%】
全く転嫁できず又はマイナスとなった 16.9%【20.1%】
- ・労働分配率（【 】は昨年度）
規模計 65.1%【67.5%】
資本金 1,000 万円以上 62.8%【65.0%】
資本金 1,000 万円未満 80.0%【84.6%】

○ さて、今年度示した目安について。これまでの説明と重複はあるが、3 要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意した。具体的には、全国加重平均としては、今年度は 6.0%、63 円を基準としてランク別の目安額を検討することとした。

○ 次に、ランクごとの目安額について。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれており、中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことは意識してきた。

○ そういった中、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の上昇率が、A ランクで 3.8%、B ランクで 3.9%、C ランクで 4.1%となっており、C ランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第 4 表①②③における賃金上昇率がC ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えた。

具体的には、A ランク 63 円・5.6%、B ランク 63 円・6.3%、C ランク 64 円・6.7%である。C ランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものである。

- 公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめている。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたい。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中であった。これについては、早速労働局には伝達されていると承知しているので、適宜参考にされたい。

4. 発効日について

- 発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要等の声も上がっている。
- こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発効日についても十分に議論を行うよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望する。

(参考) 全員協議会報告（抜粋）

(3) 発効日

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

その上で、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、発効日については10月1日にこだわらず前倒しを含めて議論すべきであるという意見があった。一方、最近の最低賃金の引上げは影響率が高まっていることを踏まえ、最低賃金の引上げによる賃金改定に向けた準備のための時間を設けるために発効日に余裕を持たせ、後ろ倒しするべきという意見があった。

さらに、税・社会保障制度自体については中央最低賃金審議会において議

論するものではないが、税・社会保障制度の正確な理解の普及が重要であるという意見があるとともに、最低賃金額が上昇したにもかかわらず、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われること、中には労働者の実質的な所得が向上しない事例も一部生じていることについて、公労使それぞれが重要な問題であるとの認識を示した。

発効日との関係では、特に使用者側委員からは、10月から最低賃金額が改定され、年末の繁忙期に就業調整が行われて人手不足が生じている現状に鑑み、これを避けるためにも、例えば発効日を年明け以降に後ろ倒しすべきという意見があった。一方、労働者側委員からは、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われていることを理由に最低賃金の引上げが阻害されることはあってはならないこと、また、発効日については、労使ともに年末の繁忙期の働き方の計画を立てやすくするためにも、10月1日より早く改定後の最低賃金額を発効させるべきとの意見があった。

また、地方最低賃金審議会ですでに十分議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。

5. さいごに

- 以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてきたところである。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目している。

(参考) 令和7年度 公益委員見解(抜粋)

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等(消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など)をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の

是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと考える。

なお、各地域の最低賃金額改定の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねることが非常に重要であり、政府や自治体の各種支援策によって、企業の生産性向上とともに、労働者の賃金上昇が図られることが期待されるが、各種支援策の詳細な制度設計は今後行われるものもあることに留意が必要である。

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要な賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。